

§ 低周波音症候群被害者の会 入会申込書

低周波音症候群被害者の会 代表幹事殿

低周波音症候群被害者の会の活動の趣旨に賛同し規約を遵守します。

☆低周波音被害者の本当の声を、国や社会に正確に訴えよう。
☆司法・行政・立法府は、低周波音被害者の声に耳を傾けよ。
☆低周波音被害者救済法(仮称)を速やかに制定しよう。

申 込 日	/ /	受付
氏 名	フリガナ	
生年月日		
会 員	正会員:賛助会員 (○で囲み選択してください)	
住 所	〒	
	Tel: _____	Fax: _____
	e-mail: _____	
連 絡 先	〒	
	Tel: _____	Fax: _____
	e-mail: _____	

個人情報保護 当会が知り得ることとなる、会員の貴重な個人情報は、最大限の配慮の基に保護し、本人の承諾なしに第三者に開示することはありません。

設立の趣意

<低周波音被害者の権利の確立と低周波音被害の撲滅をめざして>

国が、社会が、低周波音被害の存在を知らせず、認めず、救わずにいたため、偏見と好奇の目にさらされ、誰からも援助を受けることなく、低周波音被害者は肉体的・精神的・経済的に苦しみ続けてきました。低周波音被害者の人権や被害の回復及び低周波音発生源に対して何の考慮も払わなかったためです。

騒音被害と低周波音被害の区別をせず、ヒトが全ての感覚を働かせて生きていることを考えることなく、気導音のみを対象とした感覚閾値を元に設定された“参照値”が大多数の低周波音被害者を見捨ててきました。低周波音被害者を救う法律も条令もなく、低周波音被害者の置かれている現状は、国連被害者人権宣言の精神からも程遠いものです。

「高度に発達した現代社会では、低周波音は日常的に発生し続け、誰もが加害者にも被害者にもなり得る以上、その実際を認め、低周波音被害の無い環境での生活を補償し、精神的支援など被害回復のための制度を創設することは、国や社会の当然の義務である」と考えます。また、その権利と回復制度の確立は被害者自身の問題として、支援者の方々に任せるだけでなく被害者自らも取り組まなければなりません。

そのため私達低周波音被害者は、被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を伝え、低周波音被害者の権利、被害回復制度について論じ、国、社会に働きかけ、自らその確立を目指すため「低周波音症候群被害者の会」を設立します。

「低周波音症候群被害者の会」のもと、それぞれの抱える苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生きている社会を低周波音被害の無い当たり前の環境にするために、心と力を尽くします。

2007年8月13日
低周波音症候群被害者の会